

クラギ文化ホール大規模改修事業

入札説明書

令和4年12月

松 阪 市

## 目 次

<b>第1</b>	<b>入札説明書等の位置付け</b>	1
<b>第2</b>	<b>事業の概要</b>	2
1	事業名	2
2	公共施設等の種類	2
3	公共施設等の管理者等の名称	2
4	事業目的	2
5	事業の基本方針	2
6	事業内容	5
7	立地条件	7
8	関係法令等の遵守	7
9	交付金及び地方債	7
<b>第3</b>	<b>入札参加者の参加資格要件</b>	8
1	入札参加者の構成等	8
2	入札参加者の参加資格要件	9
3	構成員の制限	11
4	入札参加資格の確認	11
5	入札参加に関する留意事項	12
6	提案書の取扱い	13
7	入札金額等の取扱い	13
<b>第4</b>	<b>事業者の選定</b>	14
1	事業者選定方式	14
2	審査方法	14
3	契約手続き等	15
4	契約保証金	15
<b>第5</b>	<b>入札のスケジュール</b>	16
1	入札等のスケジュール	16
2	入札手続き等	16
<b>第6</b>	<b>提出書類</b>	19
1	資格審査の提出書類	19
2	提案書審査の提出書類	19
3	提出書類作成要領	20
<b>第7</b>	<b>その他</b>	22
1	入札の実施等に関する問合せ先	22

## **第1 入札説明書等の位置付け**

クラギ文化ホール大規模改修事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、松阪市（以下「市」という。）が設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）で発注する「クラギ文化ホール大規模改修事業」（以下「本事業」という。）に係る、令和4年12月16日付け松阪市公告契第1002号により公告した総合評価落札方式による条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

なお、入札説明書と併せて公表する以下の資料は、この入札説明書と一体のものであり、今後、市及び本事業の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この入札説明書及び以下の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を前提として、入札手続きを進めるものとする。

- ・要求水準書
- ・落札者決定基準
- ・基本契約書（案）
- ・設計業務委託契約書（案）
- ・建設工事請負契約書（案）
- ・工事監理業務委託契約書（案）
- ・入札説明書様式集

## **第2 事業の概要**

### **1 事業名**

クラギ文化ホール大規模改修事業

### **2 公共施設等の種類**

文化会館

### **3 公共施設等の管理者等の名称**

松阪市長 竹上 真人

### **4 事業目的**

クラギ文化ホールは、昭和57年3月に竣工し、供用開始から約40年が経過している。そのため、経年劣化や耐用年数を超過する設備が多数存在している。

また、平成23年の東日本大震災で吊り天井の落下被害が大きかったことから、平成25年に建築基準法施行令が改正され脱落対策が義務化された。クラギ文化ホールでは「大ホール及び玄関ホール・ロビー・ホワイエ」がこの特定天井に該当するため、早期の改修が必要となっている。

また、外壁塗装、屋根防水の劣化、内装劣化などが発生しており改修が必要となっている。

のことから、本施設について、今後40年供用することを考慮し、令和5年度からクラギ文化ホールの大規模改修（長寿命化）事業を実施するものである。

### **5 事業の基本方針**

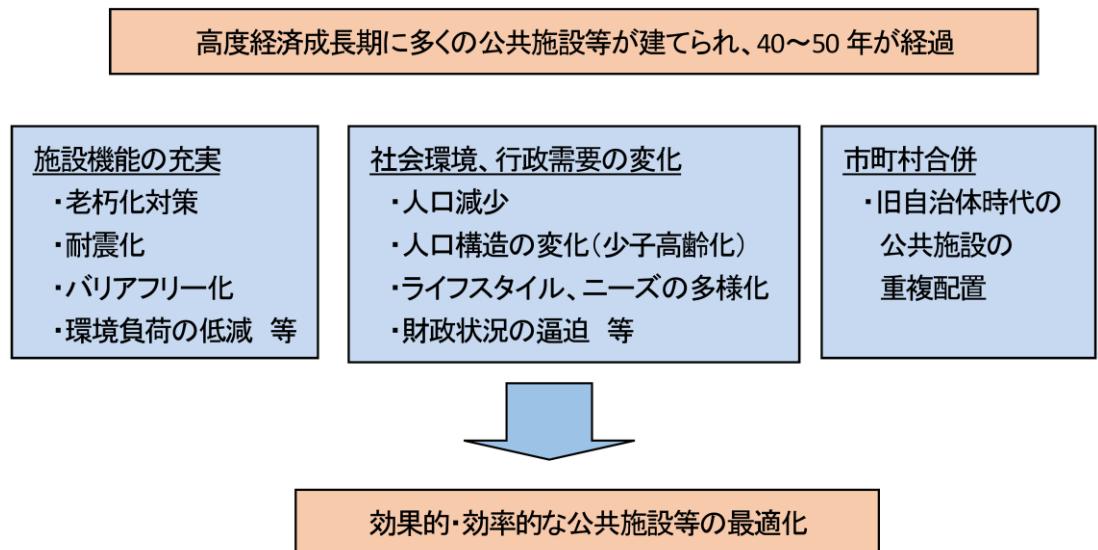
令和2年度を初年度とする「松阪市総合計画」では、政策「4. 人も地域も頑張る力」の施策「④文化の振興」において「市民一人ひとりが誇りや愛着を持って独自の文化や芸術等に親しみ、文化芸術活動に関わることのできる地域づくりをめざす。」ことを目標に掲げている。

クラギ文化ホールは、市行事、講演会、コンサート、学校行事、芸能等多様な利用がなされ、令和元年度の利用率は75.7%であり、「松阪市総合計画」ではこの利用率を85%程度に上昇させることを目指している。

本事業は、この目標を達成するために、クラギ文化ホールを大規模改修するものであり、天井の改善をはじめとした安全性の確保は当然として、快適な座席への改善、音響の改善、舞台及び設備の改善など、市民が使いやすくより利用される施設を実現していくものである。

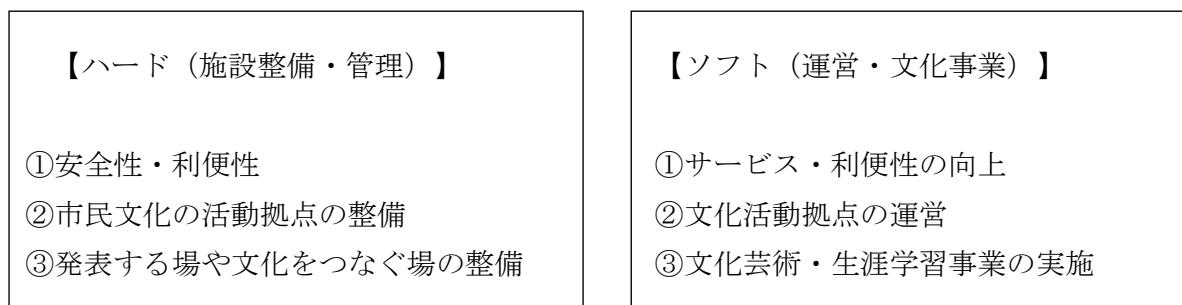
## (1) 松阪市文化施設の役割

「松阪市公共施設等総合管理計画」では、施設の改善等に際して、以下の整備の方針が示されており、本事業もこれに即した施設改修を行うものとする。



## (2) クラギ文化ホールの施設と運営の目指す姿

今回の大規模改修は、ハード（施設）面で市民文化をささえることが出来るようを目指す。ソフト（運営）面は、改修後にあわせて指定管理制度の導入等も視野に入れ、より効率的で効果的な運営方法を検討していく。



### (3) 改修の方向性

クラギ文化ホールの目指す姿を実現するために、大規模改修の方向性を示す。

#### ①安全性・利便性の向上

法令の改正により、不適合となっている箇所の改修と安全で便利な使用環境の整備を行い、市民が文化活動と優れた文化芸術の鑑賞の機会を得られるようにする。

- ・大ホール及び玄関ホール・ロビーライフ井の改修（準構造耐震化など）
- ・外壁及び屋根改修（防水改修、塗装改修）
- ・トイレ改修（洋式化及びユニバーサルデザインの採用）
- ・照明LED化
- ・消防設備の更新
- ・外構改修（アスファルト舗装、タイル舗装部分）

#### ②発表する場や文化をつなぐ場の整備

老朽化した部位や設備の改修、更新をして、発表の場を整備する。

- ・大ホールの舞台機構・既設灯具・音響設備の更新
- ・大ホール座席の改修（張替え）及び舞台裏ピアノ庫の新設
- ・オーケストラピット改修
- ・空調・換気設備の更新
- ・諸室内装（建具含む）の改修
- ・金属建具（外部扉、内部防音扉、外部アルミドア、アルミ窓）の更新

## 6 事業内容

### (1) 施設概要

本施設の概要は、以下のとおりである。

表 施設内容

施設名称	松阪市市民文化会館 愛称：クラギ文化ホール
計画地	三重県松阪市川井町690
敷地面積	17,706.99m <sup>2</sup> （第2駐車場を除く）
建築面積	3,728.54m <sup>2</sup>
延床面積	4,745.51m <sup>2</sup>
開館時間	9時00分から17時00分、夜間使用時は最大22時00分まで
休館日	<ul style="list-style-type: none"><li>・火曜日。但し、火曜日が国民の祝日にあたるときは、その翌日が休館日</li><li>・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</li><li>・上記以外で臨時に休館日を設ける場合あり</li></ul>
構造	本館棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建 機械棟部分（本館北東）：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造） 地上1階建 渡り廊下部分：鉄骨造 地上1階建 ※機械棟、渡り廊下部分は本体に接続する別棟である
施設	客席 1,300席（うち、車椅子席6席） 舞台 635.35m <sup>2</sup> 樂屋（5室） リハーサル室（3室）
外構	駐車場…第1駐車場150台、第2駐車場321台 なお、第1駐車場は、以下の施設と共にしている。 <ul style="list-style-type: none"><li>・農業屋コミュニティ文化センター（休館日：クラギ文化ホール同様）</li><li>・松阪市子ども支援研究センター（休館日：体育館は火曜日、事務所は土日祝日）</li></ul>

### (2) 事業方式

市と契約を締結した民間事業者（以下「事業者」という。）が、事業者自らが大規模改修の設計並びに施工、工事監理を行い、完工後に市に施設等の引渡しを行うDB方式とする。

### **(3) 事業期間**

本事業の事業期間は、**松阪市議会の議決後において発注者が指定する日**から令和7年3月までとし、事業スケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

①契約締結	令和5年4月
②設計期間	令和5年4月～令和5年9月
③建設期間	令和5年10月～令和7年3月 ※休館 令和5年10月1日～令和7年3月31日
④本施設の引渡し	令和7年3月中旬
⑤施設供用開始	令和7年4月1日

### **(4) 事業者の業務範囲**

本事業において、事業者は以下に示す業務を行うこととする。

- ①事前調査業務（事業者が必要とする調査等）
- ②各種申請等業務（交付金及び地方債等の申請支援を含む）
- ③設計業務（基本設計・実施設計等）
- ④建設業務（解体撤去、改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等）
- ⑤工事監理業務（改修工事に伴う工事監理業務等）
- ⑥施設設備品等調達・設置業務
- ⑦その他関連業務（説明資料作成等）

### **(5) 市が行う業務**

本事業において、市が実施する主な業務は次のとおりである。

- ①事前調査業務（市が必要とする調査等で事業者によらないもの）
- ②各種申請等業務（交付金及び地方債等の申請等）
- ③施設設備品等調達・設置業務（事業者によらないもの）
- ④その他関連業務

### **(6) 市から事業者への支払い**

本事業における市から事業者への支払いは、設計業務委託契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、工事監理業務委託契約書（案）において示す。

建設工事業務と工事監理業務は令和5年度と令和6年度の2か年度の業務になる。令和5年度分の支払いについては、部分払は行わず、建設工事請負契約書（案）、工事監理業務委託契約書（案）に規定する前払金を支払うものとする。

### **(7) 市と事業者の責任分担**

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い施設整備を目指すものであり、本事業の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

## 7 立地条件

本施設の立地条件は、以下のとおりである。

また、事業者は、業務に必要な範囲で、本事業の用に供する土地を無償で使用することができる。

表 立地条件

所 在 地	三重県松阪市川井町690
敷地面積	17,706.99m <sup>2</sup> (第2駐車場除く)
用途地域	第2種住居地域
建ぺい率	60%
容 積 率	200%
防火・準防火地域	なし (建築基準法第22条指定区域)

## 8 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり必要な関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を順守するものとすること。

## 9 交付金及び地方債

市は、本事業において、合併特例債等を充当することを前提としているため、事業者は、申請に必要な書類等の作成支援を行うこと。

### **第3 入札参加者の参加資格要件**

#### **1 入札参加者の構成等**

入札参加者の構成については、以下のとおりとする。

- ①入札参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループ（以下「応募グループ」という。）により構成されるものとする。なお、1者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを実施することはできない。なお、本事業は、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。
- ②上記において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア.又はイ.に該当する者をいう。
- ア. 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ. 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- ③設計企業、建設企業、工事監理企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。
- ア. 設計企業  
　「第2 6(4) 事業者の業務範囲」に掲げる設計業務
- イ. 建設企業  
　「第2 6(4) 事業者の業務範囲」に掲げる建設業務
- ウ. 工事監理企業  
　「第2 6(4) 事業者の業務範囲」に掲げる工事監理業務
- ④構成員の中から代表企業を定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る応募グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。

## 2 入札参加者の参加資格要件

### (1) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、「①単独企業」又は「②設計共同企業体（以下「設計JV」という。）」とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、市内業者の認定は、「松阪市市内業者及び準市内業者の認定基準要領」によるものとする。

#### ①単独企業（市内業者に限る）

- ・松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程（平成17年松阪市告示第7号。以下「告示第7号」という。）第7条の規定により一般競争有資格者名簿に登録され、建築物の設計業務において競争入札に参加する資格を有していること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていていること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士の資格を有する者を3名以上雇用していること。
- ・平成26年以降に延床面積1,500m<sup>2</sup>以上の建築物の特定天井を含む設計を受注し履行した実績を元請として有すること。

#### ②設計JV

- ・告示第7号第7条の規定により一般競争有資格者名簿に登録され、建築物の設計業務において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けてていること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士の資格を有する者を構成員合計で3名以上雇用していること。
- ・設計JVの構成員数は2者又は3者であること。
- ・構成員には市内業者を含めること。
- ・設計JVの代表構成員は出資割合が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- ・1構成員当たりの出資割合は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- ・代表構成員は、平成26年以降に延床面積1,500m<sup>2</sup>以上の建築物の特定天井を含む設計を受注し履行した実績を元請として有すること。

### (2) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、「①単独企業」又は「②特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）」とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、市内業者及び準市内業者の認定は、「松阪市市内業者及び準市内業者の認定基準要領」によるものとする。

#### ①単独企業（市内業者又は準市内業者に限る）

- ・告示第7号第7条の規定により一般競争有資格者名簿に登録され、建設工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けていること。

- ・松阪市建設工事等発注基準に基づく建築一式工事に係る資格総合点数が、市内業者及び準市内業者にあっては1,000点以上であること。
- ・本工事に専任で配置できる監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有すること。
- ・国及び地方公共団体が発注し、平成19年以降に竣工した延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の建築物について、建設工事又はホール内装を含む大規模改修工事を元請負人として受注し履行した実績を有すること。

## ②建設JV

- ・告示第7号第7条の規定により一般競争有資格者名簿に登録され、建設工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けていること。
- ・建設JVの構成員数は2者又は3者であること。
- ・構成員には市内業者又は準市内業者を含めること。
- ・松阪市建設工事等発注基準に基づく建築一式工事に係る資格総合点数が、代表構成員は1,200点以上、他の構成員は780点以上であること。
- ・建設JVの代表構成員は出資割合が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- ・1構成員当たりの出資割合は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- ・構成企業毎に建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置し、代表構成員の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成員の監理技術者を統括すること。
- ・代表構成員は、国及び地方公共団体が発注し、平成19年以降に竣工した延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の建築物について、建設工事又はホール内装を含む大規模改修工事を元請負人として受注し履行した実績を有すること。

## （3）工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、「①単独企業」又は「②工事監理共同企業体（以下「監理JV」という。）」とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、市内業者の認定は、「松阪市市内業者及び準市内業者の認定基準要領」によるものとする。

### ①単独企業（市内業者に限る）

- ・告示第7号第7条の規定により一般競争有資格者名簿に登録され、建築物の設計業務において競争入札に参加する資格を有していること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士の資格を有する者を3名以上雇用していること。

### ②監理JV

- ・告示第7号第7条の規定により一般競争有資格者名簿に登録され、建築物の設計業務において競争入札に参加する資格を有すること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士の資格を有する者を構成員合計で3名以上雇用していること。
- ・監理JVの構成員数は2者又は3者であること。
- ・構成員には市内業者を含めること。
- ・監理JVの代表構成員は出資割合が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- ・1構成員当たりの出資割合は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

### 3 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- ②参加資格確認申請書の提出日において、市の指名停止措置を受けている者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ④破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- ⑤法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥本事業に係る発注支援業務に関与した者及びその関連会社  
本事業の発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。
  - ・日本工営都市空間株式会社
  - ・西脇法律事務所
- なお、「関連会社」とは、次の者をいう。
  - ・発注支援業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ・発注支援業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ・代表権を有する役員が、発注支援業務に關与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑦市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

### 4 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認基準日は、参加資格確認申請書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、入札参加者が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

## 5 入札参加に関する留意事項

### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、入札説明書等に定めるもののほか、松阪市契約規則（平成17年規則第64号）その他関係法令を遵守すること。

### (2) 入札参加者に求められる義務

入札参加者は、「第6 提出書類」に示す提出書類（以下「入札書類等」という。）を、「第5 入札のスケジュール」に示す入札手続により提出しなければならない。

また、入札参加者は、契約を担当する職員から入札書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (3) 入札書類等の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札書類等の書換え、引き替え、又は撤回を行うことができない。

### (4) 入札の無効

次の各項目に該当する入札は、無効とする。

- ①入札説明書に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき。
- ②契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- ③同一の入札参加者が2以上の入札を行ったとき。
- ④入札参加者又はその代理人が他人の入札の代理を行ったとき。
- ⑤入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ⑥入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札のとき。
- ⑦入札説明書等に定められた以外の方法で、入札を行ったとき。
- ⑧市長の定める条件に違反その他入札条件に違反した入札があったとき。

### (5) 費用の負担

本件入札に関して入札参加者が要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### (6) 入札保証金

本件入札に係る入札保証金の納付は免除とする。

## **6 提案書の取扱い**

### **(1) 著作権**

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の提案書類の一部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書類の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

### **(2) 特許権等**

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

## **7 入札金額等の取扱い**

### **(1) 予定価格**

本事業の予定価格は、**1,665,000,000円**（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

### **(2) 入札金額**

入札書（様式9）に記載する入札金額（以下「入札金額」という。）は、設計費、建設費、工事監理費の総額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

### **(3) 契約金額**

契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。

## **第4 事業者の選定**

### **1 事業者選定方式**

本事業を実施する事業者には、本事業の業務を通じて、効率的、安定的かつ質の高い施設環境の提供を求めるものであり、入札参加者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定に当たっては、入札参加者が入札説明書に規定する参加資格を有しており、かつ、入札参加者の提案内容が、入札説明書及び要求水準書に規定する要件（以下「要求水準」という。）を満足することを前提として、入札金額に加えて、提案内容等について妥当性及び確実性を総合的に評価する、総合評価落札方式による条件付一般競争入札により行う。

### **2 審査方法**

#### **(1) 審査委員会の設置**

市は、入札参加者が提出した提案書の審査を行うため、学識経験者等で構成する「クラギ文化ホール大規模改修事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

#### **(2) 審査方法**

審査は、2段階に分けて実施するものとし、参加資格の確認申請書類に基づき入札参加者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した入札参加者の提出書類による提案内容等を審査する「提案書審査」として実施する。

審査委員会は、提案内容に関する審査を行い、それらを総合評価することにより総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

#### **(3) 落札者の決定**

審査委員会における審査結果を踏まえ、市が落札者を決定する。

### **3 契約手続き等**

#### **(1) 議会の議決**

本事業における建設工事請負契約は、議会の議決に付さなければならないため、建設工事請負契約締結に関する議案を、令和5年3月松阪市議会定例会に提出する予定である。

#### **(2) 契約の締結**

市は、基本契約書（案）・設計業務委託契約書（案）・建設工事請負契約書（案）・工事監理業務委託契約書（案）に基づき、落札者と契約を締結する。なお、各契約書（案）で提示した契約内容については、契約締結に当たって、軽微な場合を除いて変更できないことに留意すること。

また、建設工事請負契約書に係る仮契約及び本契約の締結は、次のとおり予定する。

①仮契約：令和5年3月15日（水）まで

②本契約：令和5年4月上旬

※クラギ文化ホール大規模改修事業の契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例

（平成17年松阪市条例第67号）第2条の規定による市議会の議決を得、かつ、令和5年4月1日以降に発注者が指定する日、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定による専決処分があったときは、これを本契約とみなす。

### **4 契約保証金**

#### **(1) 設計企業**

設計企業に係る契約保証金は、設計業務委託契約書（案）第4条の規定によること。

#### **(2) 建設企業**

建設企業に係る契約保証金は、建設工事請負契約書（案）第4条の規定によること。

#### **(3) 工事監理企業**

工事監理企業に係る契約保証金は、工事監理業務委託契約書（案）第4条の規定によること。

## 第5 入札のスケジュール

### 1 入札等のスケジュール

本事業における入札等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

表 入札等のスケジュール

日程（予定）	内 容
令和4年12月16日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表
令和4年12月26日（月）	第1回入札説明書等に関する質問受付締切
令和5年1月13日（金）	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
令和5年1月26日（木）	参加資格確認申請書の受付締切
令和5年2月2日（木）	資格審査結果の通知
令和5年2月3日（金） ～令和5年2月10日（金）	第2回入札説明書等に関する質問受付期間
令和5年2月17日（金）	第2回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
令和5年2月24日（金）	提案書類の受付締切
令和5年3月5日（日）午後	提案書類に関するヒアリング
令和5年3月上旬	落札者の決定及び公表
令和5年3月15日（水）まで	仮契約の締結
令和5年4月上旬	本契約の締結

### 2 入札手続き等

#### （1）資料の提供

本事業に関する補足資料をDVD-R等で提供する。

※前回（令和4年9月1日付松阪市公告契第1001号）公募時と同じ資料

受付期間：令和4年12月16日（金）～令和4年12月23日（金）午後4時

提出方法：電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「資料の提供希望」とすること。

その後、順次、事業者に資料を提供する。

提供資料：要求水準書【資料一覧】を参照

提出先：松阪市産業文化部 文化課 市民文化会館

E-mail : bunka.kai@city.matsusaka.mie.jp

#### （2）第1回入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和4年12月16日（金）～令和4年12月26日（月）午後4時

提出方法：「（様式1）入札説明書等に関する質問書」に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

提出先：松阪市産業文化部 文化課 市民文化会館

E-mail : bunka.kai@city.matsusaka.mie.jp

### **(3) 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表**

入札説明書等に関する質問に対する回答は、令和5年1月13日（金）までに、松阪市ホームページで公表する。

※前回（令和4年9月1日付松阪市公告契第1001号）公募時の質問に対する回答は有効とする。

### **(4) 参加資格確認申請書の受付**

本件入札に参加を希望する者は、参加資格確認申請書を次により提出すること。

受付期間：令和4年12月16日（金）～令和5年1月26日（木）午後4時まで

提出方法：持参にて提出すること。

提出先：松阪市産業文化部 文化課 市民文化会館

〒515-0818 三重県松阪市川井町690 クラギ文化ホール

電話 0598-23-2111 FAX 0598-23-2114

※前回（令和4年9月1日付松阪市公告契第1001号）公募時と応募グループの構成員が同じ場合は、様式2のみ提出すればよいものとする。また、構成員の変更があった場合も、提出済みの納税証明書や資格調書に関する添付書類は有効とする。

### **(5) 資格審査結果の通知**

資格審査結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、令和5年2月2日（木）までに通知する。

### **(6) 第2回入札説明書等に関する質問受付**

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和5年2月3日（金）～令和5年2月10日（金）午後4時まで

提出方法：「（様式1）入札説明書等に関する質問書」に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

提出先：松阪市産業文化部 文化課 市民文化会館

E-mail：bunka.kai@city.matsusaka.mie.jp

### **(7) 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表**

入札説明書等に関する質問に対する回答は、令和5年2月17日（金）までに、松阪市ホームページで公表する。

※前回（令和4年9月1日付松阪市公告契第1001号）公募時の質問に対する回答は有効とする。

## **(8) 提案書類の受付**

本件入札に参加を希望する者は、提案書類を次により提出すること。

受付期間：令和5年2月3日（金）～令和5年2月24日（金）午後4時

提出方法：持参にて提出すること。

提出先：松阪市産業文化部 文化課 市民文化会館

〒515-0818 三重県松阪市川井町690 クラギ文化ホール

電話 0598-23-2111 FAX 0598-23-2114

## **(9) 提案書類に関するヒアリング**

提案書類提出者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（日時・場所等）については、代表企業に対し、別途、連絡する。

実施予定日：令和5年3月5日（日）午後

## **(10) 落札者の決定及び公表**

入札結果については、入札参加企業又は応募グループの代表企業に対して、令和5年3月上旬に通知するとともに、落札者の決定については、松阪市ホームページで公表する。

## 第6 提出書類

### 1 資格審査の提出書類

以下の書類を「参加資格確認申請書」として、提出すること。

#### (1) 参加資格確認申請書

- (様式2) 参加資格確認申請書
- (様式3) 応募グループの構成員表
- (様式4) 設計企業に関する資格調書
- (様式5) 建設企業に関する資格調書
- (様式6) 工事監理企業に関する資格調書
- (様式7) 委任状

なお、参加資格確認申請書には、各様式の内容に応じ、添付資料を求める場合があるため、各様式に示す注意事項等に留意すること。

### 2 提案書審査の提出書類

以下の書類を「提案書類」として提出すること。

#### (1) 入札関係の提出書類

- (様式8) 提案書類提出届
- (様式9) 入札書
- (様式10) 入札金額内訳書

#### (2) 提案書

- (様式11) 実施方針に関する提案書
- (様式12) リスク管理方針と対策に関する提案書
- (様式13) 地域経済・社会への貢献に関する提案書
- (様式14) 外部・内部仕上表
- (様式15) 建築設備計画書
- (様式16) ホール天井耐震化及び音響設備計画書
- (様式17) 舞台設備計画書
- (様式18) 市が特に期待することに関する提案書
- (様式19) 建設業務時の配慮事項に関する提案書
- (様式20) 工程計画書

#### (3) 図面類

図面類の提出は任意とする。ただし、ホールの天井形状を変更する提案を行う場合は、その形状等が理解できる図面の提出を必須とする。

- ①配置図
- ②各階平面図
- ③立面図

④断面図

⑤透視図

### 3 提出書類作成要領

提出書類は、下記により作成すること。

#### (1) 一般的事項

##### ①使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述すること。

##### ②会社名等が分かる表記の禁止

提案書類のうち、様式11から様式20まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、入札参加者名（構成員名等を含む。）が分かる記述を避けること。

また、自社物件であることが判別できる設計図面や完成写真、施工写真等を用いることを禁止する。

##### ③提案書類のDVD-Rによる追加提出について

提案書類については、書面による提出に加えて、Microsoft Office Word（Windows版）又はMicrosoft Office Excel（Windows版）、図面類についてはPDF形式に変換し、記録保存したDVD-Rを併せて提出すること。

##### ④提出書類について

- ・提出書類は、入札説明書及び入札説明書様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。
- ・製本は、下記の「(3) 提案書類の提出」に準じ、ファイル留めとし、ホッチキス留めや糊付はしないこと。また、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。
- ・各提案書の表紙には図やイラスト等を挿入しないこと。

## **(2) 参加資格確認申請書**

- ・参加資格確認申請書は、入札説明書様式集に準拠し、A4版縦長とし、取り外し可能な簡易なファイルに一式を綴じて提出すること。
- ・参加資格確認申請書については、正本1部を提出すること。

## **(3) 提案書類の提出**

- ・入札書（様式9）は、記名押印の上、入札金額内訳書（様式10）とともに、封筒（長形3号）に入れ、封かん（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に封印（押印）すること。詳細は「（別紙）入札書用封筒の記入方法」を参照すること。
- ・提案書類は、入札説明書様式集に準拠し、A4版縦長及びA3版横長で作成すること。なお、A3版横長の提案書及び図面類等については、A4サイズに三つ折にして綴ること。
- ・「第6 2 提案書審査の提出書類」に示す「(1)・(2)・(3)」の区分ごとに、入札説明書様式集に示す「(1)・(2)」、「(3)」の2分冊を作成し、それぞれ取り外し可能な簡易なファイルに綴じて提出すること。※様式9、10は封筒にて提出。  
なお、正本は「(1)・(2)」、「(3)」を、副本は「(2)」、「(3)」を提出すること。  
「(2)」、「(3)」の提案書ごとに、各ページの下中央に通しでページ番号をふること。
- ・提案書類（図面類を含む。）については、正本1部、副本15部を提出すること。
- ・(3) 図面類については、下記に従い、独立したファイルとして提出すること。

### ①配置図

- ・縮尺 1/500、A3版

### ②各階平面図

- ・縮尺自由、A3版

### ③立面図

- ・縮尺自由、A3版

### ④断面図

- ・縮尺自由、A3版

### ⑤透視図

- ・A3版

## 第7 その他

### 1 入札の実施等に関する問合せ先

入札の実施等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

松阪市産業文化部 文化課 市民文化会館  
〒515-0818 三重県松阪市川井町690 クラギ文化ホール  
電話 0598-23-2111 FAX 0598-23-2114  
E-mail : [bunka.kai@city.matsusaka.mie.jp](mailto:bunka.kai@city.matsusaka.mie.jp)  
※休館日の火曜日と土日祝日は問合せ不可とする。

また、本事業に関する情報提供は、松阪市ホームページを通じて適宜行う。

松阪市ホームページ <https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

(別紙)

## 入札書用封筒の記入方法

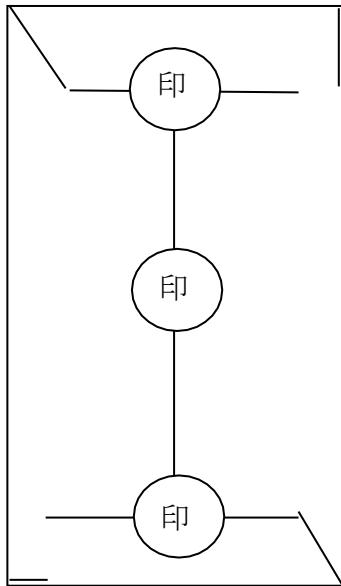
- ・入札書を入れる封筒は、長形3号（120×235mm）を使用すること。
- ・封筒の表面に「入札書在中」、「（宛先）松阪市長」、「件名 クラギ文化ホール大規模改修事業」、「商号（代表企業名）」、「入札者名（代表企業代表者名）」を明記すること。
- ・縦書き、横書きどちらでも有効とする。
- ・入札書用の封筒に封かん（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に封印（押印）すること。封印のないものは無効とする。
- ・印は、使用印鑑と同じものを使用し、封筒の継ぎ目3箇所へ押印すること。
- ・封筒の中に入札書（様式9）を入れること。

入札書用封筒・表



入札書用封筒・裏

（参考例1）



（参考例2）

